

屋外広告物とは

役割

- ◆店や商品の情報をわかりやすく提供するもの
- ◆店の雰囲気や企業の風格を伝えるもの
- ◆まちの賑わいを創出するもの

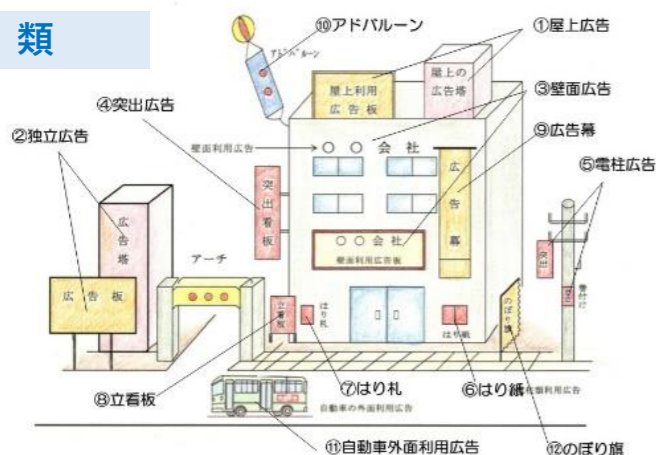
対象

- ◆常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの

主なルール

- ◆表示や設置するとき、またはその更新や変更には**許可が必要**です
- ◆設置業者や管理者には**資格や登録が必要**です
- ◆長期間の表示や設置の許可には**更新が必要**です

種類



主な課題

デジタルサイネージ等への対応

- 動画の表示
- 音声の放送



看板が氾濫する交差点への対応

- 色や文字の強調化
- 看板の大型化



老朽看板・違反広告物への対応

- 看板の老朽化
- 未申請物件の解消



景観や周辺環境の保全・交通安全への配慮・安全対策の強化

条例等の改正項目（案）及び主な改正方針（案）

条例等の改正項目（案）

1) 規格基準の見直し

- (1) 発光可変表示式広告物（デジタルサイネージ等）の規格基準を新設
- (2) その他広告物
 - ①種類毎の基準強化（独立・屋上・壁面・突出）
 - ②主要交差点の規格基準を新設
 - ③総量規制の新設
 - ④特例許可制度の新設
- (3) 許可地域の見直し

2) 安全点検の見直し

- (1) 点検報告書の充実化
- (2) 安全点検の義務を明確化
- (3) 点検資格の拡充

3) 違反に対する措置等の見直し

- (1) 警告文書の貼付けや勧告
- (2) 違反情報の公表

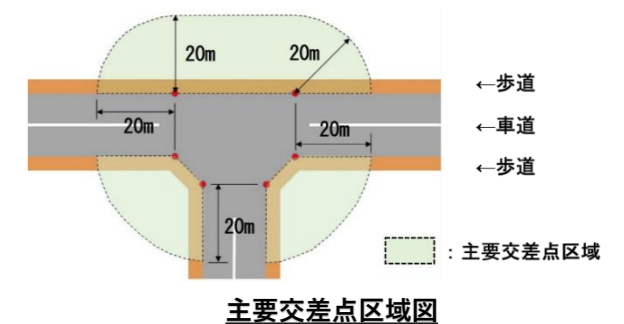
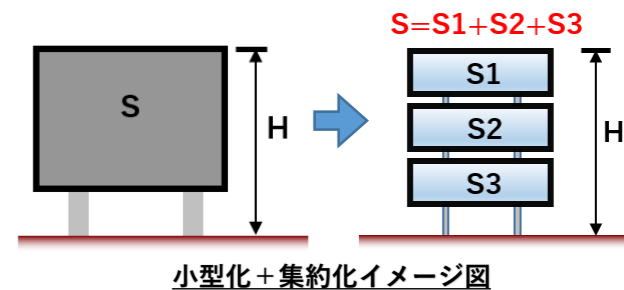
主な改正方針（案）

- 発光可変表示式広告物（デジタルサイネージ等）の規格基準を新設
 - ・明るさなどの配慮事項について定性的な基準を策定し、表示時間帯、音量、輝度、色彩等への配慮を求める
 - ・景観や交通安全への配慮として【第1種許可地域及び主要交差点】に一般広告物（貸看板）を禁止する

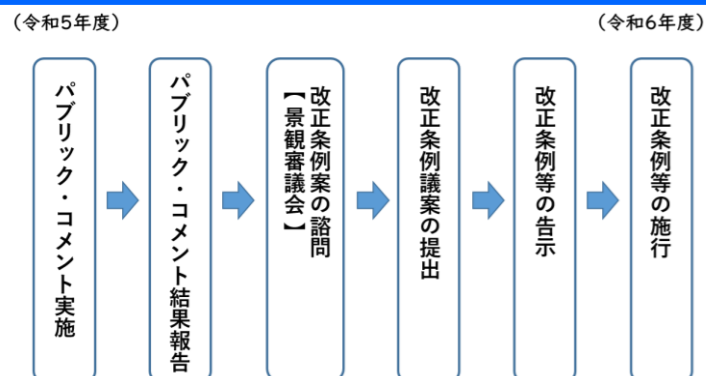
- 種類毎の基準強化（独立・屋上・壁面・突出）
 - ・一般広告物の独立・壁面広告等に**広告1件毎の面積基準**を設け、大型の貸看板を制限し、**小型化+集約化**を図る
 - ・色彩の制限について、第1種許可地域は全て、第2種許可地域は自家用広告物等以外（**一般広告物**）に**高彩度色の制限適用を拡大**する

- 主要交差点^{※1}の規格基準を新設
 - ・区域内の**対向面積^{※2}**を制限する
- ※1 4車線以上の2以上の道路が交わる交差点のうち、信号機を有するもの（市内26か所）
- ※2 同一方向に向けられている広告の表示面積の合計面積

- 安全点検の見直し
 - ・点検項目を点検箇所毎に**細分化**し、点検報告書を充実させる
 - ・「所有者」や「占有者」等、**点検の義務を負うものを条例に明記**し、安全点検の義務を明確化する
 - ・「屋外広告物点検技能講習」の修了者を点検者の資格として認める



今後の手続きの流れ（予定）



問い合わせ先

久留米市 都市建設部 都市計画課
 所在地：久留米市城南町15番地3 本庁舎12階
 TEL：0942-30-9083
 FAX：0942-30-9714
 Mail：toshikei@city.kurume.lg.jp

